



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

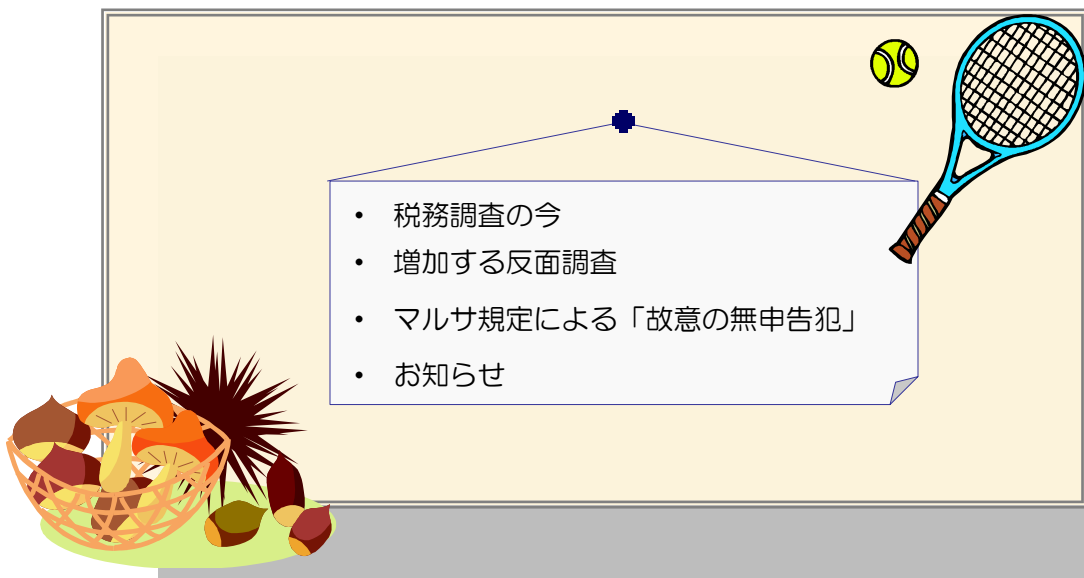
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

残暑も和らぎ朝晩の風が涼しく感じる季節になりました。スポーツの秋ということで、アジア大会などが盛況を博す中、萩野公介選手をはじめとした若い日本人の活躍が際立っており、東京五輪へ向けての楽しみな話題が増えています。

さて、今回の TM 情報は、秋は『税務調査の季節』ということで、最近行われている税務調査がどのようなものなのか、税務調査大特集として記載していますのでどうぞ、ご一読下さい。

敬具



- 税務調査の今
- 増加する反面調査
- マルサ規定による「故意の無申告犯」
- お知らせ

WARNING!!

秋・税務調査のシーズン到来



～ 税務調査の現場ではいま「メール調査」が主流に？ ～

税務調査シーズン真っ盛りですが、調査の現場では今、メール調査が主流となっています。そこで今回は、メール調査についての現状などをご紹介します。きたいと思います。

メール調査とは？

税務調査に入った企業のパソコンから怪しいメール情報を抜き出して、申告漏れ等の端緒を掴む調査のことです。電子帳簿保存法を根拠とした足場の堅い調査手法で、近年の税務調査では欠かせない存在となっています。

調査にあたっては、まず必要な情報を抽出するため、キーワードで怪しいメールを絞り込みます。使われるキーワードは・・・

「**売上**」、「**仕入**」、「**棚卸**」、「**現金**」、「**調整**」、「**口座**」、「**決算**」、「**報告**」、「**利益**」、「**税務**」など。注文方法や店舗名、得意先名など。

こうして絞り込んだメールについて一つひとつ検討を開始していきます。



そして・・・

売上注文メール ⇒ 売上除外されたものはないか
受注確認メール ⇒ 振込先に簿外預金口座が記載されたものはないか
仕入発注メール ⇒ 除外された売上に対応するものはないか
などを見ていきます。



会社のメールから把握できる情報は、顧客からの注文、事業者間取引の見積もりや受発注、請求書や納品書の添付、受領や支払いの確認、代表者等から社員等への業務指示、支店・工場等から本社への業務報告など多岐にわたります。

メールにはかなりの情報が詰まっていることから、メール調査を足がかりとして大きな不正が見つかるケースは少なくありません。

メール調査は根気のいる作業ですが、メール調査を端緒として不正が発見されるケースは後を絶ちません。例えば、海外法人を利用した架空手数料をメールから把握した事例があります。

メール調査に国境はないため、海外支店や海外の取引先とのメールのやり取りも簡単に把握できます。近年、中小企業の海外進出が進む一方で、海外取引を利用した不正も増加傾向にあります。メール調査は、経済取引の国際化にも対応できる有力な調査手法といえるでしょう。

電子メールから仕入先を利用した架空仕入を把握した事例もあります。架空仕入れは帳簿上では読み取れなくても、電子メールのやり取りからその事実を把握できるケースは多いので、電子メールを端緒に棚卸除外や架空給与を把握した事例も少なくありません。特に棚卸除外は“使いやすい手口”といえます。決算期末の状況を見て動け、なにより取引先と通謀する必要がないという手軽さがウケているのか、常に不正パターンの上位に入っています。

このほか、架空の覚書をプロパティの日付と電子メールにより裏付けた事例なども少なくありません。この秋の税務調査のシーズンでも、メール調査が盛んに行われているといえます。

※ くれぐれも業務メールの管理にはご注意ください！！

国税通則法改正で「反面調査」が増加中！？



税務署の反面調査が増加傾向にある



反面調査とは・・・

税務調査の際に帳簿書類などに不備があると思われる場合に、調査対象者の取引先や関連会社、債権債務者、親類縁者などに取引の実態を確認するものです。質問検査権に基づいているため受け手には対応義務があり、拒否した場合には罰則もあります。

その反面調査がいま、かつてないほど重要視され、フル稼働しているといえます。その背景にあるのが改正国税通則法です。

昨年からはスタートしている改正通則法では、それまで各税目に分散されていた「質問検査権」の規定が通則法に集約され、法人税については本体調査先のみには認められていなかった「帳簿書類その他の物件」の調査が、反面調査にまで拡大されました。

また税務調査の事前通知の義務が明確化されましたが「常識の範囲内で連絡するが、取引先と通謀の恐れがある場合は連絡しない」(国税調査官)など、

注意!

反面調査は、この事前通知の対象外となっています

さらに、税務署が更正などの不利益処分を行う場合に、その理由を調査先に示す「理由付記」が原則義務化され、証拠固めが重要になってきたという事情もあります。理由付記の不備により更正を認めないとした国税不服審判所の裁決も出ていることから、より詳細な証拠集めが欠かせなくなってきました。

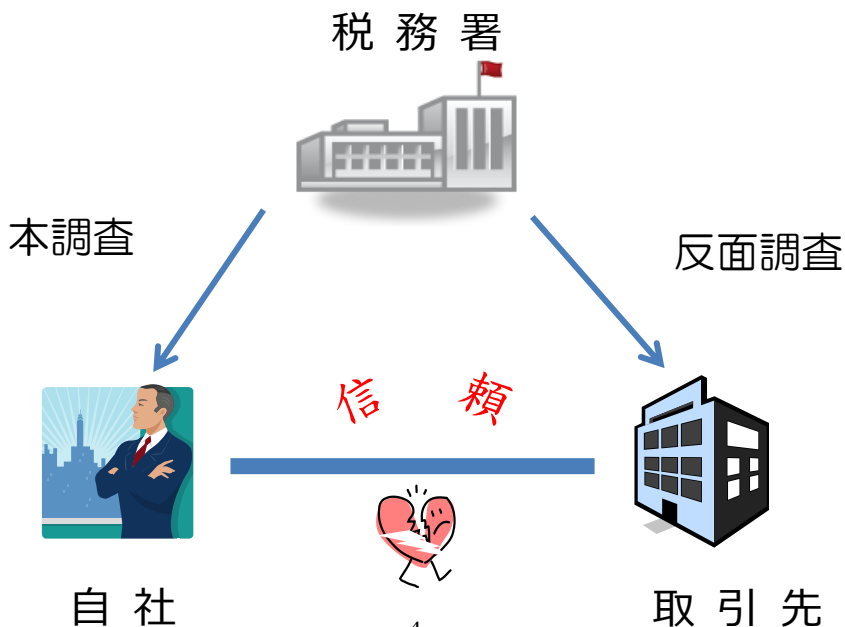
「手っ取り早く証拠集めをするには反面調査が一番。事前通知も必要ないため自ずと重点が置かれる」(国税調査官)ということです。

しかし反面調査の乱発は、本体調査の対象である会社にとって死活問題となります。ヘタをすると取引先の信用を失い経営に支障をきたしかねません。

対応策は無いのでしょうか。この点、「情報開示を徹底すれば反面調査の必要はなくなる」という国税OB 税理士の見方もありますが、一方で、反面調査は「客観的に見てやむを得ないと認められる場合に限り行うこと」とされています。

このことから、「状況に応じて『やむを得ない』と認められる理由の説明を求める必要もあるだろう」と都内税理士の意見もあります。

調査の現場で納税者はどうしても受け身ですが、大切な取引先を守るため、ひいては自社を守るために、出来ることは全てしておきたいものです。



「故意の無申告犯」の創設

～マルサ規定が一般に飛び火？～

マルサ規定

税査察部、通称「マルサ」の肝煎りで2011年度税制改正において創設された「**故意の申告書不提出によるほ脱犯(故意の無申告犯)**」のことで、**偽装隠ぺいを伴わない無申告でも、「脱税の意図」がある場合は脱税犯の一種として取り締まるという規定で、罰則は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはこれらの併科**となっています。

近年インターネット取引の普及により、FX取引などで巨額の所得を得ながら税逃れのために故意に申告を行わず、結果として多額の税を免れるケースが指摘されています。

< 例えば >



FX取引で10億円儲けた人が無申告でも、
これまでは「脱税犯」として処罰されることはありませんでした。

しかし、課税の公平の観点からこれではあまりに不合理ということで、国税庁査察課が5年越しで要望し続けた“対応策が”「故意の無申告犯」の創設ということです。

2011年度税制改正で登場したこの新しい罰則により、税逃れに関する犯罪類型は、下記の3種類となりました。

① 脱税 ② 故意の無申告 ③ 単純無申告

このことで一般納税者にも大きな影響が出ているといえます。

実は、「単純無申告」の罰則はかなり昔からあるのですが、実際に適用されることは稀でした。偽装・隠ぺいなどの不正行為がないため、悪質性が低く、刑事事件には馴染まないためです。

国税当局や検察もこれまでは刑事事件として取り扱わず、国税当局内部で処理されるケースがほとんどでしたが、故意の無申告犯が創設されたことで、「故意ではないから単純無申告扱い」と整理がしやすくなり、単純無申告犯が成立しやすくなったといえます。また単純無申告犯のハードルが下がったことで、「これまで加算税だけで済んでいたものが査察事案に移行するケースも増えるのではないか」(国税OB 税理士)という見方もあります。

2011 年度改正以前の無申告に対して多かった事例



無申告(単純・故意の無申告)



内部処理により
罰則なし

2011 年度改正以後、成立しやすくなった事例



無申告

単純無申告



1 年以下の懲役又
は50万円以下の罰

故意の無申告
(脱税)



5 年以下の懲役又は
500 万円以下の罰金

ちなみに、この「故意の無申告」は、所得税だけでなく、相続・贈与税、法人税等にも適用されます。また、「単純無申告」でも「1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が科せられるので注意が必要です。

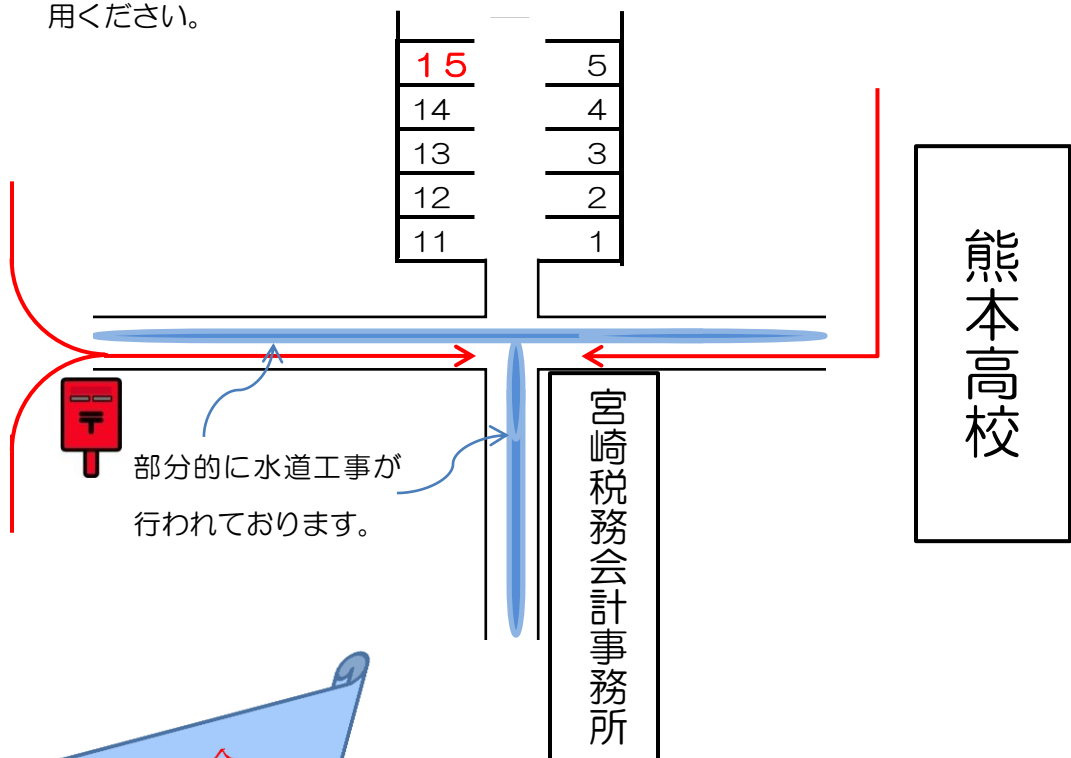
結局のところ、良識のある一般企業にとって査察規定は無縁のものですが、「故意の無申告」の登場で、課税上の罰則の環境は大きく変わっているということは念のため頭に入れておく必要があるでしょう。



お知らせ

宮崎税務会計事務所の前では、只今水道工事が行われています。侵入口によっては周回して頂く可能性もございます。大変ご迷惑おかけしますが、工事は来年2月まで続く予定となっておりますのでご容赦ください。

また来所される方の駐車場につきましては、事務所前の 15番の駐車場をご利用ください。




新人紹介

名前：井上 翔太


血液型：A型

一言：6月に入所しました。野球と漫画を原動力として、日々勉強しつつ精一杯頑張っていきたいと思っております。





秋のお客様紹介キャンペーン



当事務所では、昨年に引き続き、秋のお客様紹介キャンペーンを行っています。
昨年はたくさんのご紹介を頂き、事務所一同、大変感謝致しております。
皆様の周りにこんなお悩みを持っている経営者様はいらっしゃいませんか？
もし心当たりがあれば、ご遠慮なく当事務所にご相談ください。

- ☆技術力、営業力はあるが、経理、経営面で不安がある方
- ☆従業員は奥様だけなので、帳簿を付けるのが大変な方
- ☆ご自身で確定申告をされていて、毎年大変な思いをされている方
- ☆税理士に頼んではいるが、毎月訪問しないなど不満をお持ちの方
- ☆節税方法が分からずに、無駄に税金を払い続けていらっしゃる方
- ☆開業創業したいが、方法が分からずに悩んでおられる方

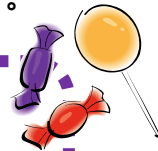


『うちは税理士に頼むほど大きくない』『税理士は高い』などと勝手に決め付けていらっしゃる方も多いと思います。しかし、自社の経営をスムーズに運営するためには税理士の力が不可欠です。当事務所は平均経験10年以上のスタッフが揃っています。お客様のご相談には親身に対応しております。ぜひ一度ご相談ください！

尚、ご紹介頂いた場合、こんな特典をご用意しております。



**11月末までの期間限定
ご紹介料 3万円～**



期間限定のキャンペーンとなります。ぜひご協力をお願いします！